

旭川市障害者週間記念事業

# 障害者のための防災

令和7年12月7日

旭川市防災安全部防災課

# 旭川の災害リスクは？

## ○ 旭川の災害リスクは？

自然災害 (洪水・土砂災害・地震・~~高潮~~・~~津波~~ など)



旭川市で考えられる災害は、**洪水**や**土砂災害**と、全国どこでも起こる**地震**です。



災害や避難に関する予備知識を備えて、自分の命を守りましょう。

**災害情報を入手しよう**

# ○ 災害情報を入手しよう

災害情報を得る方法はいろいろあります。

安全かつ迅速な避難のために、ご自身に合った入手方法を確認しておきましょう。

■ 緊急速報メール・エリアメール

■ テレビデータ放送、ラジオ放送

■ 旭川市ホームページ、X（旧ツイッター）  
フェイスブック、あさひかわくらしのアプリ

■ 防災アプリ

- Yahoo 防災速報
- NHKニュース防災 など

■ 広報車



# ○ 災害情報を入手しよう

避難に時間がかかる人は「警戒レベル3」で避難を開始！

## 避難情報等

(警戒レベル)

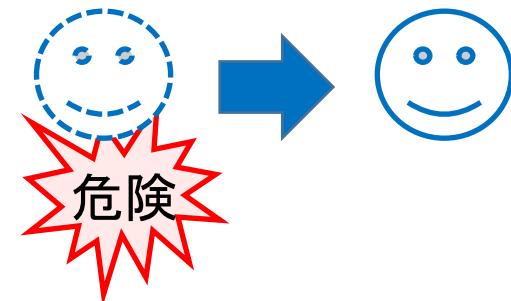
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
<b>5</b>	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
<p>~~~~~ &lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt; ~~~~</p>			
<b>4</b>	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
<b>3</b>	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
<b>1</b>	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

**避難行動を知ろう**

## ○ 避難行動の種類

### ■ 立退き避難（水平避難）

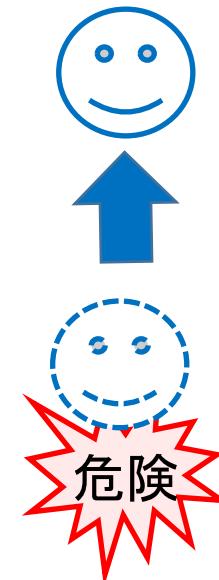
危険な場所を離れ、それらの区域の外側に移動すること。



### ■ 屋内安全確保（垂直避難）

浸水リスクのある区域でも、上階への移動や高層階に留まり、身の安全を確保すること。

※三つの条件あり（次頁）



自宅や滞在場所で有効な避難行動を、あらかじめ確かめておきましょう。

# 屋内安全確保の3つの条件

## ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

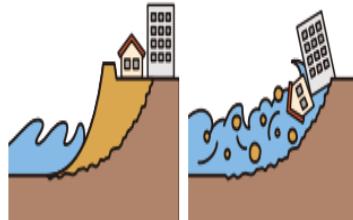
次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

(入っていると…)

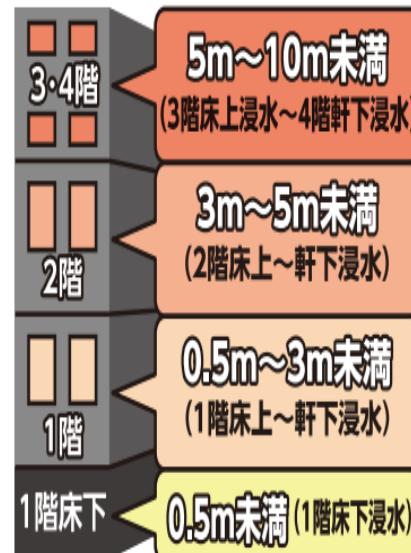


流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

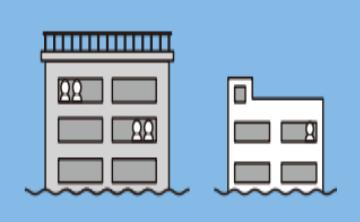
### ② 浸水深より居室は高い



### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使  
用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、  
お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。

## ○ 避難先について

### ■ 指定避難所

一定期間避難生活をする場所

⇒ 市内の小中学校など 136箇所

### ■ 指定避難場所

切迫した災害の危険から身の安全を確保するため避難する場所・施設

⇒ 市内の場所 50箇所、施設 29箇所

※冬季は使えない場合がある。

※ 市が指定している避難所及び避難場所は、市HPで確認できます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

## ○ 避難先について

- 必ず自宅近くの避難所が開設されるとは限らない。
- 避難先は、避難所、親戚宅など複数を想定しておくのがベスト！
  - 避難先と自宅の位置関係などを確認
  - 気象情報や避難情報の入手方法を確認
  - 避難先へは原則徒歩で避難
  - 避難先への避難が困難な場合は一時的に公園などに避難する場合も
  - 非常用持ち出し品を携行

# ○ 避難先の例

## 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等



## 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



## 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

## 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

――――想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



# 要配慮者への災害対策

## ○ 配慮が必要な方への対応

### ■ 要配慮者の把握

指定避難所へ避難された方々の状況把握に努めます。

一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者がいる場合

- ※ 施設内に要配慮者専用スペースを確保

指定避難所での避難生活が困難な方がいる場合

- ※ 福祉避難所の確保を検討
- ※ 状態により福祉施設への緊急入所、病院への緊急入院等を検討

災害対策本部へ報告

- ※ 福祉避難所開設の要請

## ○ 配慮が必要な方への対応

### ■ 福祉避難所

指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦など、避難所生活において特に配慮が必要な方（「要配慮者」といいます。）に対して開設するものです。

市では、指定福祉避難所（小中学校 75 校、民間 1 施設）の中から、施設の被災状況や避難対象者の状況等を考慮した上で、開設する福祉避難所を決定します。



## 配慮が必要な方への対応

### ■ 福祉避難所への移送について

福祉避難所開設の判断は、指定避難所に避難した要配慮者の状況により行います。

開設する福祉避難所への移送が必要な場合は、原則、家族等の支援者で行っていただきますが、困難な場合は次の方法で行います。

#### 【家族等での移送が困難な場合】

- ・本市職員による移送
- ・福祉避難所の協定先による移送
- ・要配慮者等の移送に係る協定を締結している事業者等
- ・その他（対象者が日常的に利用している移動手段など）

## ○ 配慮が必要な方への対応

## ■ 福祉避難所における人材の確保

開設した福祉避難所の運営には、職員が従事します。必要な人材が不足した場合は、協定締結先に人材の派遣を依頼して、円滑な運営に努めます。

### 【福祉避難所の指定等及び人材に関する協定】

- ・旭川社会福祉施設協議会
- ・医療法人 道北勤労者医療協会

**災害に備えよう**

# ○ 非常用持ち出し品の準備

## ■ 非常用持ち出し品（袋）

- ・ 家族構成に合わせて準備する。  
※玄関近くや寝室など、取り出しやすい場所に！
- ・ 事前に袋に収めることが難しいものも、すぐにもちだせるようにリストアップしておく。  
※スリッパや上履きは必須！常備薬、メガネやコンタクト、貴重品など代用ができないものは忘れずに！
- ・ 水と食料は、最低1食分、可能なら3日分を準備！
- ・ 持ち出し袋の重さで品物を調整し、**最低1泊2日の避難**を想定しよう。



# ○ 非常用持ち出し品の例

- 水（お茶やジュースも可）
- 食料（ご飯（アルファ化米など）、レトルト食品、ビスケットケット、乾パン、野菜ジュース、チョコなど）
- 防災用ヘルメット・防災ずきん
- 衣類・下着
- レインウェア・雨具
- 懐中電灯（※手動充電式が便利）
- 携帯ラジオ（※手動充電式が便利）
- 予備電池・モバイルバッテリー
- マッチ・ろうそく、缶切り
- 救急用品・救急セット  
(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- 使い捨てカイロ・携帯用力カイロ
- ブランケット（毛布）
- スリッパ・上履き・運動靴

- 軍手
- 洗面用具
- 歯ブラシ・歯磨き粉・マウスウォッシュ
- タオル
- ペン・ノート  
—感染症対策にも有効です!!—
- マスク
- 手指消毒用アルコール
- 石けん・ハンドソープ
- ウェットティッシュ・ティッシュペーパー
- 体温計  
—一緒に持ちだそう!!—
- 貴重品（通帳、現金、パスポート、運転免許証、保険証、病院の診察券、マイナンバーカード、印鑑）
- 携帯電話・スマートフォン・充電器

出典：「旭川市避難マニュアル(市民用)」**(非常用持ち出し品 (袋・バック))**

# ○ 非常用持ち出し品の例 その2

自分に必要な備えを！

## 子どもがいる家庭

○ ミルク	○ 子ども用紙オムツ	○ 抱っこひも
○ 使い捨て哺乳瓶	○ お尻ふき	○ 子どもの靴
○ 離乳食	○ 携帯用おしり洗浄機	など
○ 携帯カトラリー	○ ネックライト	

## 女性

○ 生理用品	○ サニタリーショーツ	○ 防犯ブザー、ホイッスル
○ おりものシート	○ 中身の見えないゴミ袋	など

## 高齢者

○ 大人用紙パンツ	○ 介護職	○ デリケートゾーン洗剤
○ 杖	○ 入れ歯、洗浄剤	○ 持病の薬
○ 補聴器	○ 吸水パッド	○ お薬手帳のコピー

非常持ち出し袋の重さの目安 男性・・・10～15kg、女性・・・5～10kg

## ○ 自宅の備え

### ■ 自宅の耐震性チェック

**建築基準法の改正（S56.6）**

⇒以降の建物は耐震性が向上しています。

**※耐震性能が劣る場合は、補強等が必要**

市では耐震診断補助事業と耐震改修補助事業を行っています。

※年間受付件数上限あり

(担当：建築指導課)

## ○ 自宅の備え

### ■ 家具の安全を確認しよう

- ・ **出入り口や避難通路には転倒する家具、移動する家具類を置かない。**
- ・ **引き出しがある家具類は置く方向に注意。**
- ・ **寝室や座る場所になるべく家具類を置かない。**
- ・ **ストーブやコンロなどの近くに落下・転倒する家具類を置かない。**

## ○ 自宅の備え

## ■ 物資の供給が止まった場合を想定しておこう

- ・ 飲料水  
一日一人3リットルを目安に3日分
- ・ 食品  
一人最低3日分、可能なら1週間分
- ・ 生活用品  
カセットコンロ、簡易トイレ、ビニール袋、トイレットペーパーなど

※ 日頃からローリングストックを意識しておこう！  
ローリングストック～使用した分を補充しながら備蓄すること。

# 避難行動要支援者の避難支援

## ○ 避難行動要支援者名簿について

### ■ 避難行動要支援者名簿とは？

災害時の避難に支援が必要な「避難行動要支援者」を掲載したもの。

### ■ 名簿に掲載されているものは？

氏名、生年月日、性別、住所（居所）、電話番号（連絡先）、避難支援を必要とする事由の6項目。

#### ○避難行動要支援者等

5, 890 人

#### 要配慮者

31, 998 人

※令和7年11月10日現在



## ○ 避難行動要支援者名簿について

### ■ 名簿の目的は？

避難行動要支援者が、災害時に円滑かつ迅速に避難行動をするために活用するもの。

### ■ 名簿の活用方法は？

名簿は、町内会や自主防災組織等の地域団体に提供し、災害時の避難行動要支援者の避難支援の仕方をまとめた「**個別避難計画**」を作成してもらう。

なお、名簿の提供に当たっては、**活用に関する誓約書**を提出していただき、適切な管理に努めていただく。

※ 外部提供に関する同意が得られた名簿情報のみ提供

※ 名簿提供数：53団体（令和7年11月10日現在）

## ○ 個別避難計画について

### ■ 個別避難計画とは？

災害時に、避難行動要支援者ごとに、**誰が支援し、どこに、どのように避難するのか**をまとめたもの。

※R3年5月の災害対策基本法改正で市町村に努力義務化

名簿の提供を受けた地域団体等が、避難行動要支援者本人や支援を行う方と話し合い、本人の意思を尊重して作成する。

なお、発災時には、**事前の名簿の提供や活用に係る同意書や誓約書の提出の有無にかかわらず、名簿の情報を地域団体等に提供し、避難支援を行う。**

# 旭川市の取り組みについて

# ○ 防災訓練

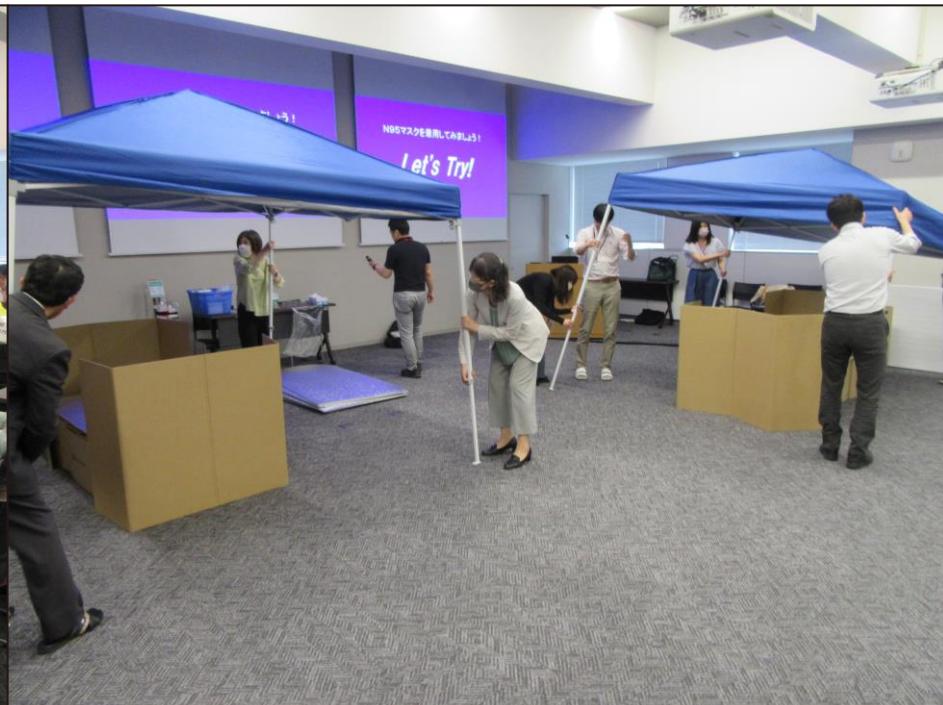
## ■ 災害対策訓練（職員対象）

毎年、災害時の各部局が担う役割ごとに実施。

【災害対策本部運営訓練】



【避難所開設訓練】



# ○ 防災訓練

## ■ 災害対策訓練（市民参加型）

総合防災訓練 → 毎年防災週間（8/30～9/5）の期間に実施。

冬季防災訓練 → 厳冬期の避難所を想定して実施。

【旭川市総合防災訓練】



【旭川市冬季防災訓練】※隔年開催



## ○ 備蓄品について

### ■ 避難所備蓄品の整備

市では、「**旭川市備蓄計画**」に基づき、避難者に必要な食料品や生活必需品のほか、ストーブや発電機などの避難所運営用資機材等の備蓄を、計画的に進めていきます。

備蓄品は、指定避難所等に分散して保管しています。

#### 【旭川市備蓄計画】

今後の備蓄の在り方等に係る基本的な方針を示すもの

## ○ 備蓄品について

### ■ 主な備蓄品

#### 【食料品】

アルファ化米、洋風とり雑炊、クラッカー、野菜ジュース  
離乳食、乳児用ミルク など

#### 【生活必需品】

毛布、防災マット、寝袋、簡易トイレ、哺乳瓶  
乳児用おむつ、女性用生理用品 など

#### 【避難所運営用資機材】

コークスストーブ、石油ストーブ、発電機、投光器 など

## ○ 災害時の協力体制の構築

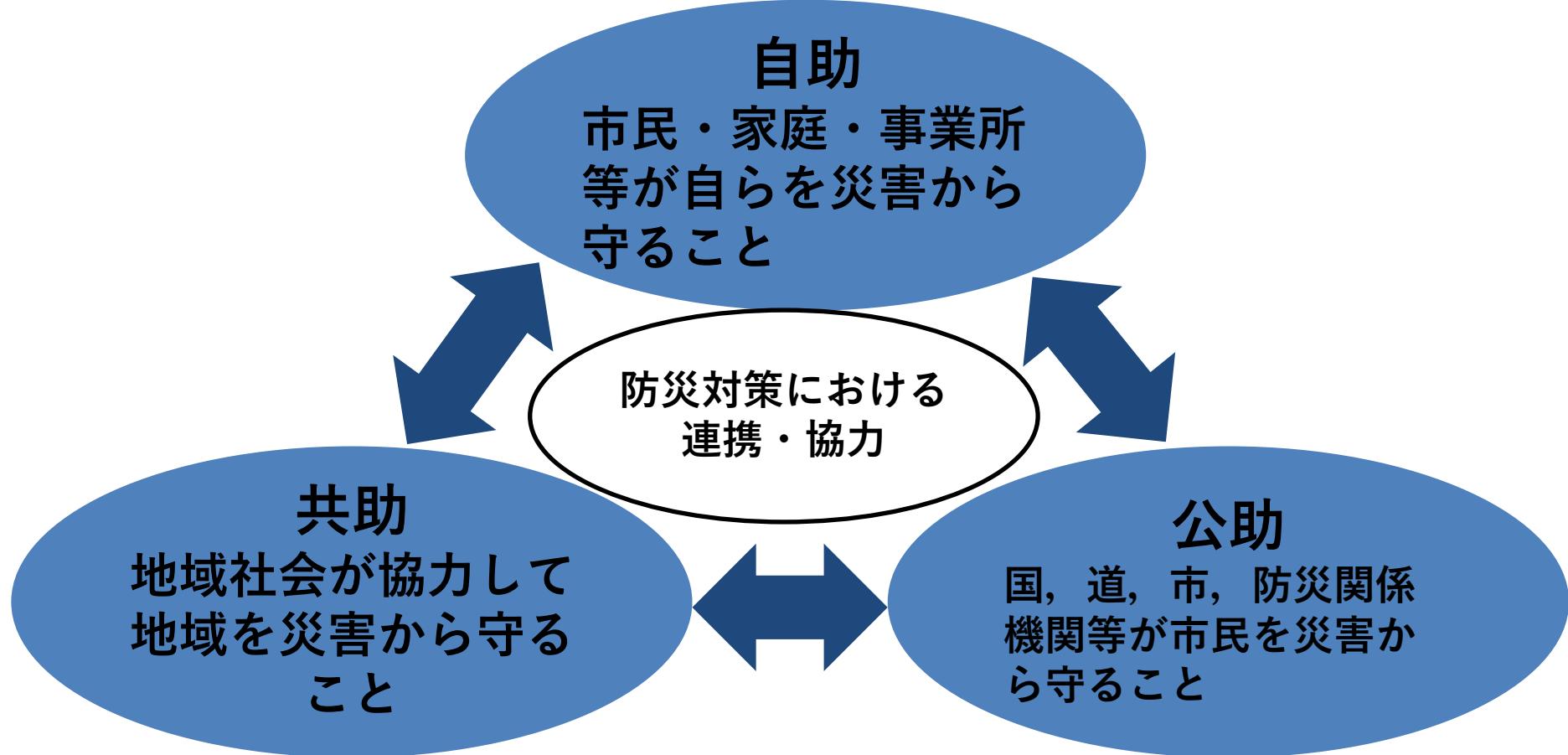
### ■ 協定締結

災害時に必要とする物資等を速やかに確保できるよう、関係団体・民間事業者等と協定を締結し、連携等の強化に努めています。

#### 【福祉避難所の開設に関する協定】

民間の社会福祉施設等から、所有する建物の一室等を福祉避難所として提供いただけるとの申出があった場合、協定等を締結しています。

## ○ 今日のまとめ



### ■ たいせつなこと

「自分の命は自分で守る」ために、「自分でできること」から始めましょう。

御静聴ありがとうございました。